「削減義務実施に向けた専門的事項検討会」(第1回)議事録

1 日時

平成 25 年 1 月 15 日 (水) 9:30-12:00

2 場所

東京都庁第2本庁舎内 会議室

3 議事等

(1) 本検討会の位置づけ等について

事務局から、本検討会の設置目的、「東京都附属機関等設置運営要綱」等により「非公開」とすること、また、「東京都情報公開条例」に基づき、会議資料を「非開示」とすること等の説明があった。

また、本検討会では、制度開始後の削減実績や震災後の状況変化等を踏まえ検討していくことについて説明があった。

(2) 削減余地算定の考え方について

事務局から、削減余地を算定する対策は現在利用可能な省エネ技術としたこと、投資回収年は法定耐用年数及び使用状況の実態を考慮して設定したこと、加えて、事業所によっては設置スペースが確保できず導入困難な対策等、事業所における対策の困難度を踏まえ、安全率(実施可能率)を設定したことについて説明があった。

委員からは、対策によっては設備更新と運用対策との効果が重複しないように考慮する 必要があることや、投資回収年は法定耐用年数だけでなく実際の使用状況を考慮しており 妥当であるという意見や、安全率(実施可能率)の設定についてはトップレベル事業所に おける対策導入実績と相関がとれており妥当であるという意見があった。

(3) 区分ごとの削減義務率の値及び設定の考え方について

事務局から、削減義務率の値及び設定の考え方、第2計画期間から新たに義務対象となる事業所の削減義務率について説明があった。

委員からは、本制度における総量削減目標は、都の温室効果ガス削減目標達成の観点から判断されているため、削減義務率の設定に当たっては、今後の都のCO2削減の方針を改めて明らかにしたほうがよいとの意見や、ここまでの実績を踏まえると17%削減の達成の実現性が高くなったとの意見があった。また、見通しとして第1計画期間開始前に示した削減義務率の値を変えない方が事業者にとって受け入れやすいのではとの意見があった。排出量が増加している事業所については、その要因について確認する必要があるという意見があった。この他、事業所が報告した数字に基づき削減余地を見ることは重要なプ

ロセスであり、事業所の実態を把握できているところが都の制度の特徴である。その反面、こうしたプロセスを通じて行政コストが多くかかることも示すべきとの意見があった。また、節電行動による総量の削減とは別に原単位の改善状況も確認する必要があるのではないか、実際に原単位がどこまで低減されていてその限界はどこなのかも併せて分析をするべきではという意見があった。これに対し、これまでの技術開発を見ても先は見通しきれないこと、当初想定できなかった技術がでてきたという事例は多くあるとの意見があった。

(4) その他の事項について

委員からは、都全体の温室効果ガス排出量は 2010 年度値が最新データであるが、2011 年度以降の状況を補完する情報として2012年夏の節電対策の実施状況等のデータが有効であるとの意見のほか、第3期の方向性についても第2計画期間の削減義務率の公表と併せて考え、示していく必要性や、総量だけでなく床面積当たりの原単位の推移も確認しておきたいとの意見があった。電気の排出係数については、実態に合わせて変更した方がよいという意見と、変更することで公表される実数が変わることを通じたデメリットもあるという意見があった。また、排出係数の変更によって事業所が選択する対策が変化するか否か、電気と燃料の消費構成の違いによって事業者の排出実態が適切に反映できない場合がないかの確認等も必要との意見があった。

(5) 今後のスケジュール等について

次回は、今回の検討会での意見を踏まえて、更に検討を深めることとした。